

地方公務員給与削減要請に反対する決議

平成25年1月22日

千葉県市長会

平成25年1月15日に行われた「国と地方の協議の場」において、政府側から要請のあった「地方公務員の給与を国と同水準の平均7.8%引下げ」については、地方自治体がこれまで国を上回る行政改革により、職員数の削減や人件費の抑制を実施してきた努力を全く考慮せずになされたものであり、容認できないものである。

そもそも地方公務員の給与については、地方公務員法に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」との均衡の原則(地公法24条3項)が規定され、県及び政令指定都市等では、地方公務員法に基づき人事委員会を設置し、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目的として勧告を行っている。その他の自治体においては、人事院及び人事委員会の勧告に準拠し給与の改定を実施している。また、地方公務員の給与は、条例で定めるとされており(地公法24条6項)、給与改定に関する条例を議会に提案するに当たっては、職員団体との交渉を実施し、その合意に基づき条例案を提案してきたところである。

仮に今回の交付税削減の措置が強行されるようなことがあった場合、自治体としては職員の給与削減を実施せざるを得ず、これまで長年にわたり築き上げてきた労使関係が破壊されるとともに、住民サービスの低下にもつながることが懸念されるところである。

国は、24年2月に厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、2年間の臨時特例として「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を成立させ、給与減額支給措置を実施している。この措置自体は、異例の対応とはいえ、労働基本権制約の代償措置として設けられている人事院勧告制度を揺るがす対応であるといえるものである。

さらに冒頭に記載したとおり、地方自治体においては、定員管理、給与の適正化、民間委託の推進など行政改革に取り組み、平成17年度から21年度までの間における集中改革プランにおいては、職員7.5%の純減、この間のラスパイレス指数は、国の給与水準を下回る(22年11月「総務省集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況)とともに、庁舎清掃等の定型的業務の民間委託、公の施設の指定管理者制度の導入などにより、人件費の削減など行政のスリム化を進めてきているところである。

こうした地方自治体の様々な取組による行財政効果について、何らの考慮をせず、政府において一方的に地方公務員給与の削減を打ち出し、財政力の弱い自治体に大きく影響する交付税の削減を強いることは、到底容認できるものではない。

地方自治の本旨に基づき、地方公務員の給与は、地方で決めることが筋であることを認識していただき、国家公務員給与の削減に合わせた給与削減を地方自治体に強制し、地方固有の財源である交付税を削減する措置を講じることがないよう、決議する。

平成25年1月22日

副総理 財務・金融大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 新藤 義孝 様

千葉県市長会長 根本 崇